

第4章 調和の中でふるさとを演出するまち

第1節 暮らしやすい快適なまちをつくる

第2節 良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる

第3節 道路交通網の整ったまちをつくる

第1節【暮らしやすい快適なまちをつくる】

基本的な考え方

これまでのまちづくりは、量的な拡大を優先に進められてきました。このため、土地の需要と供給のバランスに歪みが生じ、市街化区域内の未利用地が発生し、また、市街地周辺の開発に伴い貴重な自然景観が失われるなどの問題が生じてきています。

今後、ますます進む少子高齢化、人口減少などの社会状況の変化や、景観に対する意識の高まりを踏まえ、生活環境の向上を目指し質の高いコンパクトなまちづくりを進めます。

I 計画的な都市空間づくり

＜目 標＞ 人口減少社会にふさわしいコンパクトで快適な都市空間をつくる。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	地区計画決定箇所	基準値H16	5箇所	目標値H27	10箇所
------	----------	--------	-----	--------	------

指標 2	地域地区の見直し率	基準値H16	0%	目標値H27	100%
------	-----------	--------	----	--------	------

指標 3	区域区分の見直し率	基準値H16	0%	目標値H27	100%
------	-----------	--------	----	--------	------

良好な生活環境の形成を目指し地域・地区、区域・区分の見直しを行い、時代に即した適正な土地利用の誘導や都市施設の適正配置を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <機能的で快適な都市空間づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

① 都市計画における地域地区・区域区分の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・人口、産業など社会状況の推移から、今後の変化を予測し、登別市、室蘭市、伊達市で構成される室蘭圏都市計画において定時に行われている市街化区域の見直しを図るとともに、まちづくりを進める上で必要なときは、その都度市街化区域の見直しを行います。 ・住宅地、商業地、工業地等、都市の主要な構成要素をバランス良く配置し計画的な土地利用を目指し、都市活動の機能性、安全性、利便性、快適性などの増進を目的に市街化区域の見直しに合わせて用途地域の見直しを行います。 ・それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を形成するため、
-------------------------	---

	地域や関係者などの合意をえて、地域に合ったきめ細やかなルールづくりを行う地区計画制度の活用を図ります。
--	---

②都市施設の適正配置	・道路、公園、上下水道、学校、病院などの生活に密着した都市施設についての利便性や施設の規模・機能など、その適正な配置の検討を進めます。
------------	---

II 地域景観の形成

〈目 標〉 登別の地域特性に合った都市景観を創出する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	まちなみ景観に対する満足度	基準値H11	57%	基準値H27	80%
------	---------------	--------	-----	--------	-----

登別の地域特性を活かした景観形成を図るために、市民とともに景観条例や各種指針、基準、マニュアルなどの整備を進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <地域に根ざした景観形成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①景観づくりに関する市民会議の設置	・良好な景観形成を市民と協働で総合的、計画的に推進するため市民や学識経験者などで構成する会議を設置します。
-------------------	---

②景観条例の制定	・登別の地域特性を活かした景観形成を図るために、市民会議で検討を行い、進行状況などを公表し広く意見を聞き景観条例の策定を進めます。
----------	---

③景観形成基本計画に基づく実行計画の策定	・景観形成基本計画で掲げている施策について、市民会議と協議を行い、具体的な実行計画の策定を進めます。
----------------------	--

④景観意識の啓発	・パンフレットや広報誌・インターネットなどにより景観に関する取り組み状況などの情報発信を行い、良好な景観を形成し保全する意識の啓発を図ります。
----------	---

第2節 【良好な住環境と都市機能が調和したまちをつくる】

基本的な考え方

住環境の改善に向け、公共施設(都市施設)の老朽化や時代のニーズ(需要)に合わせ改善を進め、民間と行政の役割分担のうえ、協働して利便性が高く効率的なサービスの提供に努めます。

また、自然豊かな郊外でゆとりとうるおいのある生活を営むことを求める、居住ニーズ(需要)にこたえるため優良田園住宅制度の活用を図ります。

I 快適な住環境づくり

＜目 標＞ 快適な居住環境を整え、日常生活にやすらぎや、うるおいのある生活環境の改善を目指す。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	一人当たりの公園面積	基準値H16	10.29 m ²	目標値H27	11 m ²
------	------------	--------	----------------------	--------	-------------------

指標 2	市内の公園数	基準値H16	43 箇所	目標値H27	46 箇所
------	--------	--------	-------	--------	-------

指標 3	街路樹の植栽本数(国道・道道含む)	基準値H16	40,344 本	目標値H27	40,544 本
------	-------------------	--------	----------	--------	----------

指標 4	街路樹の整備路線(国道・道道含む)	基準値H16	29 路線	目標値H27	31 路線
------	-------------------	--------	-------	--------	-------

指標 5	上水道石綿セメント管の更新	基準値H16	95%	目標値H27	100%
------	---------------	--------	-----	--------	------

指標 6	上水道配水管の延長密度	基準値H16	16.97km/km ²	目標値H27	17.63km/km ²
------	-------------	--------	-------------------------	--------	-------------------------

指標 7	テレビ難視聴地域の世帯数	基準値H16	113 世帯	目標値H27	20 世帯
------	--------------	--------	--------	--------	-------

時代のニーズに即応して、テレビの難視聴地域の解消、質の高い画質、情報の収集の出来るデジタル化に向けた中継局の整備をするとともに、良質な水の安定供給の確保や、身近な公園の再整備を行い、うるおいのある生活環境の改善に努めます。

1 <身近な公園・緑地等の創出と保全>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①みどりの基本計画に基づく公園再整備の推進	・既存公園の再整備については、市民の意見を取り入れ再整備計画を策定し、公園整備を図ります。
②民間による公園・緑地の管理運営	・市民の目線に合った公園管理を行うため、民間のノウハウ(専門知識)を活用し市民サービスの向上に努めます。 ・市民が身近にある沿道の花壇や公園の日常管理奉仕活動を進めるため、必要な知識について講習会を開催します。
③緑化推進条例の制定	・みどりの保全と創出を図るため、市民会議を設置し広く市民の声を聞いて緑化推進条例の制定を進めます。

2 <安全な水の安定供給>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①安定給水できる水道システムの整備	・水源水質の管理体制を強化し、市民に給水する水の確保や水質の保全に努めます。 ・災害時にも安定して給水できるよう、配水施設の耐震化や幹線配水網の整備を行うとともに老朽配水管の入替を促進します。
②水質管理体制の充実	・浄水処理施設を拡充し、より安全でおいしい水づくりに努めます。
③水道事業の効率的な施設整備と事業運営	・効率性、経済性を考慮して適正な事業運営に努めます。 ・水道施設の適切な管理運営を行い、計画的、効率的な施設の更新に努めます。

3 <テレビ難視聴地域対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①テレビ中継局の整備	・現行アナログ放送テレビ中継局の維持管理に努めます。 ・今後の地上デジタル放送の開始により、難視聴地域の解消に向けテレビ中継局の整備を図ります。
------------	---

Ⅱ 良好な居住空間づくり

〈目 標〉 地域の特性を活かした宅地の確保や、生活に合った暮らしやすい住宅建設を進め居住空間の改善に努めます。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	バリアフリー(障害のある社会生活をしてゆく上で障壁となるものを除去)の公営住宅の割合	基準値H16	27.57%	目標値H27	40%
------	--	--------	--------	--------	-----

指標 2	公営住宅の戸数	基準値H16	1,962 戸	目標値H27	1,860 戸
------	---------	--------	---------	--------	---------

住宅ニーズ応えるため民間と公共の情報を共有しながら役割分担を明確に優良な宅地の供給や良好な住宅建設の適正な誘導に努めます。

【施策の基本方向】

1 <良好な住宅の確保>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①民間賃貸住宅と公営住宅の役割分担による計画的な整備、誘導	・市民の様々な賃貸住宅の需要に対応できるよう、民間賃貸住宅と公営住宅の供給に関わる役割分担を行うとともに、住宅規模や住環境の優良な民間の賃貸住宅(特定・高齢者向け)建設を誘導し、その促進のための情報提供に努めます。
②市民のライフステージ(生涯各期)・ライフスタイル(生活様式)に応じた賃貸住宅の適正な誘導	・ライフステージ(生涯各期)によって、住宅の規模や地域の環境などに様々な違いがあることから、現状のライフスタイル(生活様式)が住宅と適合しない等の問題が生じており、この解決に向け、ライフスタイルに合った住み替えなど、民間と連携を図り適正に誘導します。
③環境に配慮した省エネ住宅の建設促進	・環境にやさしい省エネルギー住宅建設を促進するために、システムの紹介や融資制度などの情報提供に努めます。
④民間住宅の改善指導	・住宅を長持ちさせ快適に生活するために住宅改善などの情報提供に努めます。

⑤建築確認検査の充実	・建物の所有者や使用者が安全に安心して生活できるよう建築確認完了検査の質的充実を図ります。
------------	---

2 <優良な宅地の供給促進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①民間による良好な宅地供給の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢に合った宅地開発指導要綱の見直し検討を図ります。 ・宅地開発指導要綱に基づく良好な宅地供給の指導を図ります。
------------------	--

②優良田園住宅制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然の中で暮らしたいという居住ニーズ(需要)に対応するため、優良田園住宅制度の活用を検討します。
--------------	--

3 <快適な公営住宅の供給>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①公営住宅の計画的な改修整備	<ul style="list-style-type: none"> ・人口や世帯数、高齢者の割合など状況の変化に応じて市営住宅ストック総合計画の見直しを行い、高齢者や障害者が生活しやすいよう、空家の改善または建替え整備を行います。
----------------	---

②公営住宅の効率的な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の活力やノウハウ(専門知識)などを活用し、効率的な住宅管理体制の確立を図ります。
----------------	---

第3節 【道路交通網の整ったまちをつくる】

基本的な考え方

社会状況の変化や住民ニーズを踏まえ、幹線道路計画の見直しを行うとともに、歩行者・障害者・自転車が安全に使える生活道路の改善を進めます。

地球温暖化対策として、公共交通の利用を促進するために、駅近傍に民間の力を借りて、駐車場や駐輪場の整備を図ります。

また、今後ますます進む高齢者社会に向けた公共交通へのニーズを把握し、関係機関と連携を図り、日常生活における移動手段の利便性を高めます。

I 総合的な交通網の整備

〈目 標〉 快適な交通網の整備を促進する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	生活道路の舗装率	基準値H16	62%	目標値H27	65%
指標 2	歩道の整備率（市道）	基準値H16	21%	目標値H27	25%
指標 3	幹線道路（都市計画道路、国道・道道を含む）の整備率	基準値H16	45%	目標値H27	55%
指標 4	車での移動のしやすさ（道路の状況・混雑具合）の満足度	基準値H11	73%	目標値H27	85%
指標 5	歩道の歩きやすさの満足度	基準値H11	64%	目標値H27	80%

社会状況の変化によって、既設道路が十分に機能しているかを調べ、道路網の見直しを行い、障害者や高齢社会にも配慮し安全で利便性の高い整備を進めます。

【施策の基本方向】

1 〈道路網の整備・適正な維持管理〉

【主要な施策】

【具体的な内容】

①幹線道路網の計画見直し	・広域的な交通量の把握を行い、道路網の適正な見直しを図ります。
--------------	---------------------------------

②地域幹線道路網の整備	・広域道路網の整備状況に合わせ、地域幹線道路網の整備改善を図ります。
-------------	------------------------------------

③生活道路の改善・適正な維持管理	・道路状況を把握し、適正な維持管理に努めるとともに緊急性高いところから順次改善を図ります。
------------------	---

2 <交通手段の確保>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①人にやさしい交通手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に必要なバス路線の確保を図るため、関係機関との協議を進めます。 ・高齢者や障害者のための福祉タクシーなどの交通手段の確保に向け関係機関と協議を進めます。 ・路線バスのノンステップバス化(乗降口と段差が存在しないバス)や車椅子の乗り入れなどの交通弱者対策の推進に努めます。
----------------	--